

別記

嘆願書

- 一 待遇改善ノ件
- 二 現在ノ給料ヲ二割五分増スルコト
- 三 夜業半当ヲ一時間ニ対シ日給ノ二割支給スルコト
- 四 特別半当最長六十時間ニ達シタル場合一般平等ニ支給スルコト
- 五 一般月給制度ニシテ辭令ヲ発行スルコト
- 六 退職半当ヲ支給スル制度ヲ設ケルコト
- 七 今回ノ事情ノ為メニ職首者ヲ出サハルコト

常務理事

勞秘第一一八〇號

警視總監

藤沼在平

9.5.31
5-631

労働局長

山本達雄殿
 官殿
 長官殿
 知事殿
 各府縣

發生 五十五 解決 六三三
 使用労働者 四三〇七
 争議参加者 二七五六
 関係労働組合 五五五
 全五労働者

東京モスリン紡織株式会社 吾嬬工場
 労働争議ニ關スル件 (第一報—發生)

一 四月二十日以來數次京モス聯盟理事會開催ノ結果 五月二日ヲ期シ全工場一齊ニ全員ニ
 対スル定期昇給運動ヲ為ス

二 五月十五日會社側ハ男工一月七十六圓 女工七十六圓以下ノ者ヲ昇給ヲ行フ旨一齊ニ發表ス

三 五月二十日金町工場ハ右會社業ヲ承認 吾嬬沼津ニ六休承認 模稜ナルモ金町工場ハ館匠會負(昇給)
 ヲ主張シ果敢ナル運動ヲ為シテハアリ

〇次

要旨

A